

公立大学法人周南公立大学第 1 期中期計画の変更について

1 変更の理由

地方独立行政法人法の改正に対応するとともに、教育研究及び地域貢献活動等の現状を踏まえた見直しを行う。

2 変更内容

(1)内容の重複を精査し項目数を 73 項目から 43 項目に整理し、各項目に評価指標を設定

(2)予算等について、令和4年度決算や新学部学科の定員変更等を踏まえ修正

※第 1 期中期計画（変更案）及び新旧対照表参照

3 変更後の中期計画の施行日

令和 6 年 4 月 1 日

【参考】中期計画変更の手続き

公立大学法人が中期計画を変更するときは設立団体の長の認可を受けなければならない。設立団体の長は、中期計画の変更を認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

〈参考法令〉

○地方独立行政法人法（抜粋）

第 26 条

1 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

第 78 条

4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。